

ID: 5191

担当部署: まちづくり部 住宅課

処分の概要	決算報告の承認		
法令名 根拠条項	マンションの再生等の円滑化に関する法律 第42条		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】 法第42条の規定による。 (決算報告) 第42条 清算人は、清算事務が終わったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事等の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日